

28 盛 福 障 号 外
平成 28 年 10 月 25 日

障害福祉サービス事業所等の長 各位

盛岡市保健福祉部障がい福祉課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活
・国民経済安定分野）の登録について

盛岡市の障がい福祉行政につきましては、日頃から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 28 条に基づく特定接種（以下「特定接種」という。）について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から、別紙のとおり事務連絡がありましたので、該当する事業所は別添資料等を参照の上、登録をお願いいたします。

記

1 対象事業者

障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設等に該当する事業者であり、障害支援区分 4 以上（障害児にあっては、短期入所に係る障害支援区分 2 以上）の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響が出る入所施設又は訪問事業所において介護・福祉事業を営む事業者等。

具体的には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「施設入所支援」、及び「共同生活援助」として指定を受けた事業者並びに児童福祉法に規定する「福祉型障害児入所施設」として都道府県知事に届出又は認可を受けた施設を営む事業者等。

2 登録方法 インターネットから特定接種管理システムに入力する。

3 登録締切 平成 29 年 1 月 5 日

4 その他 登録には事業所情報のほか、接種実施医療機関の確保（未定での登録申請も可。後日要登録。）及び業務継続計画の作成（添付不要）が必要となります。

担当：事業所係 019-613-8296・019-651-4111（内線 2535）

◆ 参考資料

○今回の業務の根拠となる通知【新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について（平成28年1月6日厚生労働省健康局長通知）】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000111879.pdf>

○事業所向け資料の1【新型インフルエンザ等対策・特定接種について】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000111877.pdf>

○事業所向け資料の2【特定接種管理システム申請者用操作マニュアル】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000121166.pdf>

○新型インフルエンザ特定接種（国民生活・国民経済安定分野）に関する通知等一覧

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>